

入札説明書

橿原公苑陸上競技場芝生整備業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記第6条の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

第1条 公告日 平成30年5月2日

第2条 競争入札に付する事項

- 1 入札物件名
橿原公苑陸上競技場芝生整備業務委託
- 2 委託の内容
 - (1) 芝草補植 損耗が激しいエリアの補植
 - (2) オーバーシード 冬芝の整備
 - (3) 薬剤散布 除草剤、殺菌剤及び殺虫剤の散布 等
- 3 詳細については、別紙仕様書のとおりとします。

第3条 競争入札に参加する者に必要な資格

単独事業者による参加とし、次に掲げる(1)から(7)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 参加意向申出書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置、又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425

号)による競争入札参加資格者で、営業種目Q7(諸サービス)のスポーツ施設管理業務で登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係(県庁主棟1階)

電話番号 0742-27-8908(ダイヤルイン)

(7)過去10年間(平成19年度から平成28年度までの間)において、国又は地方公共団体(国又は地方公共団体から委託を受けた指定管理者を含む)との間において、この委託契約と同等と県が認める業務等の請負実績を有すること。

第4条 競争入札参加資格の確認

1 入札に参加を希望する者は、参加意向申出書(様式1)、参加資格調書(様式2)、及び誓約書(様式3)(以下「入札参加資格申請書類」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

【提出期間及び場所等】

・提出期限 平成30年5月23日(水)16時30分まで
(受付は、9時から16時30分まで)

・場 所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県くらし創造部スポーツ振興課 スポーツ振興企画係(県庁主棟2階)
電話番号 0742-27-5421(ダイヤルイン)

【提出方法及び部数】

○方 法 持参又は郵送

郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。

また、封筒に「橿原公苑陸上競技場芝生整備業務委託に係る入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。

○部 数 各1部

【その他】

- ・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書等は返却しません。

2 参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合は、参加手続き期間内に参加意向申出書記載事項変更届出書(様式1-2)を添えて、改めて参加意向申出書を提出してください。

3 参加資格の確認の結果については、平成30年5月25日(金)(予定)までに通知します。

第5条 入札方法

(1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 入札者は、所定の入札書（様式A）を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。記載については別紙入札書記載例及び入札書封緘例のとおりです。入札書は再度（2回目）入札を行う場合がありますので2枚用意して下さい。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式B）を入札と同時に提出してください。記載については別紙委任状記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載のうえ、その下に代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することができません。
- (6) 再度（2回目）入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ることがあります。その際、見積書（様式C）が必要となりますので、別紙見積書記載例のとおり作成の上、1部用意して下さい。
- (7) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

第6条 入札書の提出場所等

- (1) 郵便による入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県くらし創造部スポーツ振興課 スポーツ振興企画係（県庁主棟2階）

電 話 0742-27-5421（ダイヤルイン）

F A X 0742-23-7105

- (2) 入開札の日時及び場所

日 時： 平成30年5月29日（火） 14時から

場 所： 橿原公苑本館（ジョギング&サイクリングステーション）1階会議室

- (3) 郵便による入札

ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「橿原公苑陸上競技場芝生整備業務委託に係る入札書」と朱書きして、平成30年5月28日（月）16時30分までに（1）に到着するようにしてください。なお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「橿原公苑陸上競技場芝生整備業務委託に係る入札書（初度入札）」および「橿原公苑陸上競技場芝生整備業務委託に係る入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」と各々朱書きしてください。

ウ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

エ 封書が初度又は再度の明記の区別なく2通郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通

に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

第7条 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金
奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第4条の定めるところによります。
- (3) 契約保証金
奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条の定めるところによります。

第8条 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

第9条 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者またはその代理人が出席して行うものとします。ただし、第6条(3)に該当する場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目の)入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届(様式D)を提出して下さい。記載については別紙一般競争入札辞退届記載例のとおりです。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) 再度(2回目)の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

第10条 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

第11条 契約の不締結

落札者が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

第12条 契約の解除

契約締結後、契約者について第11条の(1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、第11条の(1)、(3)、(4) 及び (5) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

第13条 その他

- (1) 仕様書等に関する質問については、以下のとおり取扱います。
 - ・質問は、平成30年5月11日（金）の9時から16時30分までに、質問書（質問様式）によりFAXまたはEメールにてお送りください。
（FAX：0742-23-7105 Eメール：sports@office.pref.nara.lg.jp）
 - なお、FAXまたはEメールを送付された場合は、第6条の(1) まで必ずその旨を電話連絡してください。
 - ・質問に対する回答は、平成30年5月15日（火）（予定）までに、奈良県くらし創造部スポーツ振興課ホームページにて掲示いたします。
- (2) 入札手続に関する質問（書類の記載方法、日程確認等）については電話でも受け付けます。

- (3) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。
- (4) 契約事業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (5) 契約事業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはなりません。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではありません。
- (6) 契約事業者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることは出来ません。